

令和6年度第1回 静岡県環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和6年10月23日（水）午前9時30分から
場 所	静岡県庁別館8階第1会議室AB（静岡市葵区追手町9番6号）
出席者 職・氏名	<p>○委員（敬称略、五十音順）11名 秋山信彦（会長）、岡島いつみ※、岡田令子、岸本年郎、小泉透（副会長）※、斎藤貴江子、竹内真一※、坂東英代、東恵子、森下祐一、横田久里子※</p> <p>※Web参加</p> <p>○都市計画決定権者等 静岡県 交通基盤部 都市局 都市計画課 浜松市 都市整備部 都市計画課 国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所 計画課 株式会社 建設環境研究所</p> <p>○事務局（県側出席者） 静岡県暮らし・環境部 環境局長、生活環境課長他</p>
会議内容	「（仮称）浜松湖西豊橋道路（静岡県区間）環境影響評価方法書」 についての審議
配布資料	<p>令和6年度第1回静岡県環境影響評価審査会 次第 出席者名簿（審査会委員・都市計画決定権者等・事務局）配席図</p> <p>【資料1】会長及び副会長の互選について 【資料2】環境影響評価手続の流れ 【資料3】配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解 【資料4】配慮書についての静岡県知事からの意見と都市計画決定権者の見解 【資料5】事業概要及び方法書 【資料6】環境影響評価方法書に関する意見票【審査会委員意見】 【資料7】環境影響評価方法書に関する意見票【県庁内関係課意見】 【資料8】環境影響評価方法書に関する意見票【住民意見】</p> <p><関連図書等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）浜松湖西豊橋道路（静岡県区間）環境影響評価方法書 ・環境影響評価法・施行令、発電所アセス省令 ・静岡県環境影響評価条例・施行規則・技術指針 ・道路環境影響評価の技術手法

1 開会

(事務局) ただいまから、令和6年度第1回静岡県環境影響評価審査会を開始いたします。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、御挨拶申し上げます。

(くらし・環境部 局長) 皆様、おはようございます。本日は、皆様、御多忙のところ本年度第1回目の環境影響評価審査会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

こちらの会議ですが、令和5年の3月以来、1年7か月ぶりの開催となります。この間、委員の改選を行わせていただきまして、皆様には委員就任に御承諾いただきまして、誠にありがとうございました。

今回の任期は令和7年6月までとなっております。皆様方、環境行政の推進にお力添えをよろしくお願い申し上げます。

本日の議題ですが、「(仮称)浜松湖西豊橋道路(静岡県区間)環境影響評価方法書」について御審議いただきます。こちらにつきましては、事前に委員の皆様方、そして県の関係各課に意見照会をしております。自然環境分野や生活環境分野について、多くの意見を寄せていただいております。こうした意見のほか、本日、そして来月開催予定の2回目の審議会における意見を踏まえ、審査会としての答申案を取りまとめていただく予定であります。

今回の事業の実施区域及びその周辺は、浜名湖県立自然公園に指定されております。県の指定天然記念物でありますトキワマンサクの北限群生地が存在しております。また、県の特産品の一つである三ヶ日みかんなど農業栽培が盛んな所でありまして、浜名湖や田園地帯などが一体となった美しい景観を有する地域でございます。

県といたしましては、この事業実施区域及びその周辺の地域特性を踏まえ、環境への影響が極力回避又は低減できるように、審査会で取りまとめた上で答申に基づいて、知事意見を述べていきたいと考えております。

本日は、事業者の意見、また見解などをお聞きになりまして、委員の皆様方それぞれ専門的な見知から、忌憚のないご意見をいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局) 続きまして、本日の会議の成立要件を確認させていただきます。お手元の資料の3ページに委員の出席者名簿がございます。本日はWebを含め11名の委員の皆様のお出席を予定しておりますが、現時点で10名の方に御出席いただいております。静岡県環境影響評価条例施行規則に定められた委員の過半数の出席という本審査会の開催要件を現時点で満たしておりますことを御報告いたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。御手元にクリップ留めの次第等とホッチキス留めの資料が資料1から資料8までございます。不足があるようでしたらお申し出いただければと思います。

また、参考資料といたしまして、例規集と道路環境影響評価の技術手法を配布してございます。例規集は水色のファイルで、道路環境影響評価審査の技術手法につきましては、灰色の分厚いファイルとピンク色の薄いファイルがあります。

審議の前に事務局からお願いがございます。本日は、一部の委員がWebでの御参加になりますので、円滑な審議を進めるために、発言者の方には、発言の前に御自身のお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。また、会議の途中で音声の調整をお願いする場合もございますので、御協力をお願いいたします。

それでは、次第1(2)の会長、副会長の互選を行います。お手元の資料1のとおり、静岡県環境影響評価条例施行規則第44条の第2項において、会長及び副会長は委員の互選によって定めるとあります。委員の皆様から会長への立候補または適任者を御推挙いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(委員) はい。

(事務局) お願いします。

(委員) 今、会長への御推挙というお話がございました。私から御専門に精通され、環境影響評価に幅広い視点をお持ちの秋山信彦先生を御推挙したいと存じます。よろしく願い申し上げます。

(事務局) ありがとうございます。

他の委員の皆様、御意見はございますか。特に御意見、異議もないようですので、当審査会会長は秋山信彦様に決定いたしました。

それでは、会長席に移動をお願いします。

続きまして、副会長の選出についてですが、会長の御意向をお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

(会長) はい。生物に関わる御見識をお持ちで、アセス制度を踏まえた意見を述べることもできる小泉委員をお願いしたいと思います。

(事務局) ありがとうございます。他の委員の皆様、御意見いかがでしょうか。

では、異議もないようですので、当審査会副会長は、小泉透様に決定いたしました。

新しい会長、副会長が互選により選出されましたので、会長、副会長から一言お言葉をお願いいたします。

(会長) よろしくお願ひいたします。

僕は魚の専門でして、いろいろわからない部分もあって、皆様方のお力添えをいただきながら進めて行きたいと思ひます。大変力不足で申し訳ありませんけれども、何とぞよろしくお願ひいたします。

(事務局) ありがとうございます。

それでは、副会長、お言葉をいただきたいと思ひます。

(副会長) おはようございます。この度は副会長に選任いただきありがとうございます。力不足ではありますけれども、会長を補佐し努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。本日はモニター越しで失礼いたします。

(事務局) 副会長、ありがとうございます。

それでは、次第1の(2)会長、副会長の互選については以上となります。

それでは、次第の2審議に移ります。本日は(仮称)浜松湖西豊橋道路(静岡県区間)環境影響評価方法書について御審議いただきます。議事の進行につきましては、静岡県環境影響評価審査会の会長にお願ひいたします。

それでは、会長、よろしくお願ひします。

2 審議

(会長) それではまずはじめに、事務局から環境影響評価手続の流れについて説明をお願ひいたします。

(事務局) それでは事務局から御説明いたします。

お手元の資料2を御覧いただきたいと思ひます。環境影響評価の流れについて説明をさせていただきます。

環境影響評価では、私たちの身近にある自然環境や生活環境に影響を及ぼすおそれのある大規模な事業に対して、予め事業者自らが環境影響評価を行い、事業による影響について予測・評価を行い、環境の保全の見地からの意見を広く聞いた上で、環境により配慮した事業計画づくりを実践していくことを目的としています。許認可のような制度と異なりまして、事業者が主体となって環境への影響を調査し、どのような影響があるのか、どのくらい影響があるのか、自ら予測・評価をするという制度になります。

また、調査等にあたっては広く意見を聴くこととなっています。その中で県知事の意見も聴くこととなっています。事業内容によって、環境影響評価法に基づく場合と、静岡県環境影響評価条例に基づく場合がございますが、今回は環境影響評価法に基づくものとなります。

続きまして、環境影響評価手続フローになります。環境アセスメントの手続の大きな流れについて御説明いたします。今お話しした事業者が主体となって環境を調査、予測及び評価するということは、表の中の環境アセスメントの実

施というところになります。現在はその一つ手前の方法書という段階でございます。方法書といいますのは、環境影響評価の項目や調査、予測及び評価手法等を示した図書とありますが、つまり、環境アセスメントにおいてどのような項目を選定するのか、どのような方法で調査するのか、そして、その調査結果をどのように評価していくのかなどをまとめたものです。方法書は事業者により既に作成されております。

では、方法書の記載どおりすぐに環境アセスメントを行うかというとはそうではなく、その前に方法書の内容について広く意見を聞くというプロセスがございます。そして、事業者は方法書について寄せられた意見を踏まえ、調査項目や手法を決めて調査を行っていくこととなります。この時、県知事は、方法書について意見を述べる必要がございます。

次のページに行きます。方法書手続の、今このスライドでは、①の方法書の作成をし終えた段階です。②で広く意見を聴きますが、その中で制度上、都道府県知事は意見を述べる必要があります。この審査会はこのプロセスにあたります。そして、知事の意見等を踏まえて、事業者は環境アセスメントの方法を決定します。

次のページで、方法書手続の流れについて説明いたします。

県は今年の12月下旬までに、事業者に対して知事意見を送付しなければなりません。知事意見は、審査会の議論を踏まえた答申を基に作成されます。適切な環境アセスメントが実施される上で、この審査会は非常に重要でございます。審査会は今回と、次回11月28日の2回開催されます。この2回の審査会をとおして、答申の形成をしていくこととなります。今回の議論のための資料として、資料6に委員の皆様からいただいた意見と、それに対する事業者の見解、お手元の資料7に庁内関係課の意見と都市計画決定権者の見解、そして資料8に住民からの意見を記載してございます。

答申はできるだけ偏らず、幅広い意見を反映していくことが望ましいものですから、できるだけ多くの方に御発言いただき、多様な視点で議論を深めていただけると幸いです。

最後に補足でございますが、通常、環境影響評価は事業者が行います。しかし、本事業については都市計画決定権者である県と市のそれぞれの都市計画課が、事業者に代わるものとして、環境影響評価の手続を行っております。御承知おきください。

続きまして、資料3を御確認ください。資料3は配慮書についての国土交通省大臣意見と都市計画決定者の見解を記載したものです。こちらは方法書から抜粋したものです。方法書に記載はありますが、配慮書の段階で国からどのような意見があったかというのは、審査会で議論する上で非常に参考になると考え、抜粋をして資料として添付させていただきました。

そして、資料4を御確認ください。資料4は配慮書についての知事意見と都市計画決定権者の見解です。これも方法書から抜粋したものです。こちらは配慮書の段階での静岡県環境影響評価審査会の答申を踏まえた知事意見になります。

す。これまでの意見を踏まえるという意味で非常に重要と考えて、資料として添付をさせていただきました。

簡単で恐縮ですが、以上で説明を終わります。

(会長) ありがとうございます。

ただいまの御説明について、御質問等ございますか。よろしいでしょうか。Webの方もよろしいでしょうか。

特にないようですので、質疑応答はここまでとします。ここから先の審議につきましては事業者を交えて行います。事業者が着席しますので、しばらくお待ちください。

(会長) それでは、審議を再開いたします。事業者から事業概要及び方法書について説明をお願いいたします。

(都市計画決定権者等) 画面を共有させていただきました。本日の説明をさせていただきます。本日の説明ですけれども、資料5のうち事業概要と環境影響評価の流れについて、静岡県都市計画課より説明させていただきました。続いて、資料5の環境影響評価の方法書の内容について、環境影響評価の実務を行っております（国土交通省中部地方整備局）浜松河川国道事務所から御説明いたします。

また、その後に浜松河川国道事務所より、資料6 審査会委員、資料7 県庁内関係各課及び資料8 住民意見に対する見解について、説明をさせていただきます。

まずは浜松湖西豊橋道路の概要を御説明させていただきます。本道路は、静岡県浜松市浜名区と愛知県豊橋市を結ぶ全長約26kmの道路であり、東名高速道路三ヶ日JCTから湖西市内を経由し、愛知県三河港区域までを相互に連絡するとともに、東名高速道路及び新東名高速道路、三遠南信自動車道及び一般国道23号等と合わせて広域道路ネットワークを形成するものです。このうち静岡県区間である三ヶ日JCTから静岡県と愛知県境までの延長約13kmを都市計画として定めるため、湖西市域の区間については静岡県が、浜松市域の区間については政令市である浜松市が、それぞれ都市計画手続を進めてまいります。

また、環境影響評価法に基づき、一定規模以上の事業を都市計画に定める場合は、都市計画手続とあわせて、都市計画決定権者である静岡県及び浜松市が、事業者にとって環境影響評価を行います。環境影響評価を行い地域住民の皆様から御意見をお聴きしながら、環境保全の観点からより良い道路計画としてまいります。

次に、本事業の目的について御説明いたします。本事業は、静岡県浜松市・湖西市、愛知県豊橋市・豊川市・田原市からなる三遠地域内の交流を促進するとともに、地域内の物流交通の発展、災害リスクの改善及び観光エリアの連絡機能強化等に寄与することを目的としています。具体的には、図に示した物流支援、防災、観光、事故の4つの目的を掲げております。

1 点目としては、速達性、定時制の向上による物流支援です。三河港や産業集積地を高速道路で結ぶことにより、速達性、定時性の向上による物流支援に寄与します。

2 点目は、災害時の信頼性向上による円滑な救援等活動及び支援物資輸送です。津波浸水域や液状化が想定される地域を回避また橋梁構造とすることで、大規模災害の影響を受けにくく、円滑な救援活動及び支援物資輸送に寄与します。

3 点目は、広域道路ネットワーク構築による地域間交流の促進です。豊橋三河港地域と他の地域との主要な観光地との相互アクセス性の向上が見込まれ、地域間交流が促進されます。

4 点目は、生活交通の安全な走行環境の確保です。現道の幹線道路や市街地の大型車交通の削減が期待でき、物流交通と生活交通が分離されることで交通安全に寄与します。

次のページです。次に、浜松湖西豊橋道路の事業特性を御説明いたします。都市計画対象道路事業の名称は、(仮称)浜松湖西豊橋道路(静岡県区間)。都市計画決定権者の名称は、静岡県及び浜松市。事業の種類は、高速自動車国道または一般国道の新設です。

起点は静岡県浜松市、終点は静岡県と愛知県の県境となり、延長は約 13km、車線の本数は 4 車線、設計速度は時速 80km です。基本的な構造は、地表式、掘割式、嵩上げ式及び地下式を想定しています。

次のページへ行きます。本事業の位置をお示ししております。この地図は右上が北、左下が南となっています。図の右側には、赤い線で示した東名高速道路及び新東名高速道路の引佐連絡路があります。この交差点である三ヶ日 JCT から県境に向かって、黒色の囲みで表示している細長い区域が、浜松湖西豊橋道路の事業実施区域で、この区域内を道路が通る計画です。

次のページです。ここからは、都市計画決定と環境影響評価の流れを説明します。左側の青い点線で囲んでいるものが環境影響評価の流れ、右側の緑色で囲んでいるものが都市計画決定の流れとなっています。左側の一番上、環境影響評価手続の配慮書については、事業予定者である国土交通省により実施され完了しております。

その後、都市決定権者である静岡県及び浜松市が手続を引継ぎ、都市計画手続と環境影響評価手続をあわせて行っていきます。現在は、左側に赤字で示しております方法書手続の段階ですが、準備書を策定していく過程で、都市計画の案と合わせて縦覧、説明会、意見書受付等を実施し、最終的に評価書を作成し、都市計画案と合わせて都市計画審議会に付議し、告示・縦覧を行い都市計画手続が完了いたします。その後の事業実施段階の環境影響評価手続については、事業者が実施をしていきます。

次のページに行かせていただきます。方法書の手続についてです。令和 6 年 7 月 19 日から 8 月 19 日の 1 か月間、県や市の縦覧会場、静岡県浜松市の Web ページにて方法書の縦覧を行いました。また、縦覧期間中に湖西市及び浜松市

にて、それぞれ1回ずつ説明会を開催しました。縦覧開始から9月2日までの1か月半、意見書を受付け、4件の意見書が提出されました。

事業内容と環境影響評価の説明については以上となります。

（都市計画決定権者等） ここからですが、方法書の具体的な内容になります。方法書の内容は、地域特性、環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法について、順番に御説明いたします。次のページを御覧ください。

まず浜松湖西豊橋道路周辺の地域の特性を御説明いたします。

先ほど位置図にお示ししました事業実施区域と、その周辺約3kmの範囲の、自然的状況と社会的状況について、既存の文献等を調査いたしました。自然的状況としましては、二酸化窒素・浮遊粒子状物質の濃度については環境基準を達成しています。一般環境騒音では環境基準を達成しておりまして、道路交通騒音では、測定を実施しているすべての地点で環境基準を下回っております。振動につきましては、調査区域において測定は行われておりません。動植物につきましては、環境省や静岡県レッドリスト等に該当する重要な種が、表にお示ししているとおり多く確認されております。また、動物の注目すべき生息地が4箇所、植物の重要な植物群落等が28件存在します。

次に、社会的状況としましては、周囲の土地利用状況ですが、建物用地、山林、畑・その他農用地が同程度の割合を占めます。主要な道路としましては、東名高速道路、新東名高速道路、国道301号、国道362号等があります。また、学校や病院など、環境の保全についての配慮が特別に必要な施設が多数分布しております。

次の資料を御覧ください。

地域特性の概況を、地図とともにもう少し具体的に御説明いたします。まずは生活環境の状況についてです。大気質のうち光化学オキシダントが、湖西市役所、三ヶ日測定局で環境基準を未達成となっております。また、海域の水質のうち全窒素が猪鼻湖で、化学的酸素要求量が浜名湖湖心で、pHが海域の全地点で環境基準が未達成となっております。

次のページを御覧ください。

自然環境の状況についてです。事業実施区域の範囲内には、軟弱地盤が黒い線でお示ししておりますとおり、河川沿いにルート帯と交差する形で存在します。重要な地形及び地質としまして、茶色横線で広くお示ししております灰色低地土、赤・黄色土、褐色森林土が存在し、重要な動物としましては、文献においては青色でお示ししております「ヨツボシトンボ」が存在します。重要な植物としましては、黄色でお示ししております天然記念物の「トキワマンサク北限群生地」などが存在します。

景観の眺望点としましては、赤色でお示ししております「嵩山」などが存在しまして、景観資源としましては、薄紫色でお示ししました「大福寺庭園」、「浜名湖」等が存在します。触れ合い活動の場としましては、緑色でお示ししました「梅田親水公園」やサイクリングコースの「ハマイチコース」等が存在します。

次のページを御覧ください。

社会環境の状況について御説明します。事業実施区域の範囲内では、図の左側、県境付近にある天竜浜名湖線の新所原駅周辺に、緑色でお示ししております住居専用地域が存在します。

また、事業実施区域はいくつかの道路を横断しておりまして、主な道路としましては県道太田中原線、県道豊橋大知波線、国道 362 号、国道 301 号、東名高速道路が存在しております。沿道には黄色丸でお示ししております病院及び福祉施設、水色丸でお示ししております学校、ピンク丸でお示ししております幼稚園等が存在します。

また、文化財としまして、青三角でお示ししております天然記念物の「トキワマンサク北限群生地」や、「玉洞寺のサザンカ」、紫斜線でお示ししております「埋蔵文化財包蔵地」が存在します。自然公園としましては、赤縦線でお示ししております「浜名湖県立自然公園」が存在します。

次のページを御覧ください。

続きまして、環境影響評価の項目について御説明します。環境影響評価を行う項目の選定は、国土交通省令や静岡県環境影響評価条例、浜松市環境影響評価条例、また、先ほど御説明いたしました事業特性や地域特性を踏まえ、適切に選定しておりまして、要素としては 17 項目で 44 の評価を行ってまいります。

表の縦に二酸化窒素や騒音といった環境要素を、横に工事の実施や自動車の走行といった影響要因をお示ししております。表の中に印があるものが環境影響評価を行う項目です。このうち白丸と黒丸は国土交通省令を根拠として設定した項目で、黒四角は県・市の技術指針を根拠に設定した項目です。縦の列の左から 2 番目の大気環境を御覧ください。事業実施区域には住宅等が存在しており、建設機械の稼働や工事用車両の運行、供用後の自動車の走行による排気ガスや騒音、振動などの影響が考えられるため、大気質、騒音、振動、低周波音を選定しております。

次に、その下の水環境を御覧ください。事業実施区域には河川が存在していて、工事施工ヤードや工事用道路の設置といった、工事による水の濁りの影響が考えられるため、水質として水の濁りを選定しております。また、トンネル工事の実施や、掘割式、地下式の道路の存在による地下水への影響、地下水の低下に伴う河川流量の変化が考えられるため、地下水の水位、河川の変化を選定しております。

土壌に係る環境、その他の環境を御覧ください。地形レッドデータブック等に該当する重要な地形及び地質が存在していて、工事の実施や道路の存在による影響が考えられるため、地形及び地質を選定しております。

また、その他の環境要素としましては嵩上式、つまり、橋などの高架構造が存在するため、日照障害についても選定しております。

次のページを御覧ください。

動物、植物、生態系を御覧ください。建設機械の稼働、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、トンネル工事の実施、道路の存在を選定しております。

す。その下の景観、人と自然との触れ合いの活動の場は、周辺に景観資源や自然との触れ合いの場が存在することから、工事施工ヤードの設置、工事用道路の設置、道路の存在を選定しております。文化財ですが、事業実施区域内に文化財等が存在することから、工事施工ヤードの設置、工事用道路の設置、道路の存在を選定しております。

廃棄物等ですが、建設副産物を事業実施区域外へ搬出することが想定されることから、また、その下の地球環境は工事の実施に伴い温室効果ガスが発生することから、環境影響評価を行う項目として選定しております。

次のページを御覧ください。

続きまして、調査・予測・評価の手法について御説明いたします。ここでは先ほど選定した項目を、どのように調査・予測するか概要をお示ししております。各環境要素の調査、予測の手法等を順番に御説明いたします。

まず大気質については、国土交通省令や技術基準等に定められた測定方法に基づき、大気質の状況、気象の状況を調査します。調査地域及び地点ですが、大気質の状況については、住居等が存在する地域で、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度の変化があると考えられる箇所を設定します。

また、気象の状況については、調査地域を代表する気象の状況が得られる箇所を設定します。調査期間ですが、春夏秋冬ごとのそれぞれ1週間の連続測定を行います。予測の手法については、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は拡散式を用いて濃度の予測を、粉塵は事例の引用または経験式を用いて降下ばいじん量の予測を行います。

騒音振動については、国土交通省令や技術基準等に定められた測定法に基づき、騒音振動レベルを調査します。調査地域ですが、住居などが存在する地域で、調査地域を代表する騒音振動の状況が得られる調査地域を設定します。調査期間ですが、1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日の予測に必要な時間帯に設定します。予測の手法については、騒音は音の伝搬理論に基づく予測式、振動は事例の引用または予測式を用います。

低周波音については、現地踏査による目視で住居などの位置を調査します。調査地域ですが、道路構造が橋もしくは高架で、影響範囲内に住居等が立地している地域としまして、その中で住居棟の位置が把握できる箇所を設定します。予測の手法については、予測式を用いて低周波音レベルを予測します。

次のページを御覧ください。

水質につきましては、国土交通省令や技術基準等に定められた測定方法に基づき、水質の状況、水象の状況を調査します。調査地域は切土工や工事用道路等の設置を予定している水域としまして、その中で水質の状況、水象の状況を適切に把握できる調査地点を設定します。調査期間ですが、水質の状況及び水象の状況を適切に把握できる期間及び頻度を設定します。予測の手法については、類似事例を用いて推定する方法で、水の濁りの程度を予測します。

続いて、地下水の水位、河川の変化については、地下水の水位や河川流量、湧水量の観測調査等を実施します。調査地域は、事業の実施により地下水位や河川等の状況が変化されると予測される地域として、その中でこれらの状況を

適切に把握できる調査地点を設定します。調査期間ですが、地下水位や河川流量、湧水量等の状況を適切に判断できる期間、時期を設定します。予測の手法については、事例の引用または理論的解析により地下水位や河川流量の変化を予測します。

地形及び地質については、現地踏査により重要な地形及び地質の特性等を調査します。調査地域は事業実施区域及びその端部から 1Km 程度を目安とし、その中で、重要な地形及び地質の特性等を適切に把握できる調査地点を設定します。調査時期は、重要な地形及び地質の特性等を適切に把握できる時期に設定します。予測の手法については、改変範囲と重要な地形及び地質の重ね合わせにより改変の程度を予測します。

日照障害については、現地踏査により土地利用及び地形の状況を調査します。調査地域は、道路構造が高架構造の周辺地域としまして、その中で日照障害に係る影響を受けるおそれがある地域を設定します。調査時期は、土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握できる時期を設定します。予測の手法については、日影図を作成することにより構造物による日影を予測します。

次のページを御覧ください。

動物植物については、動物相及び植生、重要な種等の状況を把握するために、個体や痕跡、鳴き声の確認、個体の採取等の各動物に応じた方法で調査を実施します。調査区域は、事業実施区域及びその端部から動物では 250m 程度、植物では 100m 程度を目安としまして、その中で生息する動物を、確認しやすい場所や、重要な種等が生息する可能性が高い場所に調査地点を設定します。調査時期ですが、動物相及び植生、重要な種を確認しやすい時期及び時間帯に設定します。表の中にその目安の季節をお示ししております。予測の手法については、重要な種等の生息地の消失・縮小する区間を把握しまして、その影響を予測します。

生態系については、動物、植物と同様の手法で調査を行います。予測の手法についても、動物、植物と同様に、注目種・群集の生育基盤の消失・縮小する区間を把握し、生態系への影響を予測します。

次のページを御覧ください。

景観、人と自然との触れ合いの活動の場については、写真撮影等により、主要な眺望景観や触れ合いの場の利用状況等を調査します。調査地域ですが、事業実施区域及びその端部から、景観では 3 Km 程度、触れ合いの活動の場では 500m 程度の範囲を目安としまして、その範囲において、事業による影響を把握するのに適切な調査地点を設定します。

景観の調査期間ですが、眺望景観が当該地域において代表的なものとなる期間、時期及び時間帯を設定します。触れ合いの活動の場の調査期間は、利用状況が適切に把握できる期間、時期及び時間帯を設定します。予測の手法については、改変範囲との重ね合わせやフォトモンタージュ等の視覚的な手法により改変の程度を予測します。

文化財については、資料調査や現地踏査を実施しまして、改変範囲との重ね合わせにより、その消滅の有無や改変の程度を予測します。

廃棄物等、地球環境については、既存の資料調査を基本としまして、廃棄物等の概略の発生及び処分の状況や温室効果ガスの発生量を予測します。

次のページを御覧ください。

予測した結果につきましては、お示ししている方法で評価を行ってまいります。まず、回避または低減に係る評価としまして、事業を行った場合の環境への影響について、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全への配慮が適正に成されているかどうかについて評価してまいります。

また、基準または目標との整合性として、法令等で定められている基準または目標と、調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかについて評価してまいります。

以上が、方法書の内容についての御説明となります。

(会長) ありがとうございます。

ただいまの事業者の皆様の説明を含め、御質問等があればお願いいたします。

(委員) いろいろ生物生態系の所ではあるのですがけれども、最も気掛かりなことというか、気になっていることとしましては、ルート選定の時に方法書の5-1から案1、案3というのがある中で、例えば動物においては案の2と3が1より影響が少ないという記述があるものの、植物や生態系ではどれも同程度の影響だということが書かれているのですが、この前提は明らかにおかしいと考えています。

今回、選定されている案1のルートは明らかに、植物群集や生態系から見て貴重な場所が入っているということなのですが、その辺についての言及が全くなくて、検討経緯の中でなぜ案1になったのかということが、相当不明確であるという所が非常に気掛かりでございますというのを、最初に申し上げておきたいと思います。

(会長) ありがとうございます。

このルート設定について何か御説明はありますでしょうか。

(委員) 普通に考えるとルート1が最も短距離であるということは、交通上も建設上もコストバランスがいいことなのは明らかです。なので、そういう観点で選んでいるということは、例えば何か言及がないと、普通に環境影響だけで案1を選ぶというのは多分あり得ないので、そこは何か事業全体として説明が必要だと思いますということをお願いしたいということです。

(会長) いかがでしょうか。

(都市計画決定権者等) 御質問ありがとうございます。

御質問いただきましたのは計画段階評価、今現在の環境影響評価の前段階の手続の中でお示ししてあった案1、案2、案3のルートの比較ということであろうかと思えます。

お手元の方法書の3-20を御覧いただきまして、こちらに比較表がございます。この中でルートを決めて行くにあたって比較をしているわけなのですが、先ほどの延長が短い、その分建設費用も安価になる。環境影響としても、単純に延長という意味でいきますと最小化できると。ただ、そこが貴重な所を通っているのではないかといった御意見だったかと思えます。

その中で、総合的に見まして、その案の1西側ルートというのが優れている、優位であるという点でこちらを選択しております。例えば、政策目標の中で、時間短縮が見込まれる点で、短いルートであるといった点では優位でございます。

また、災害支援物資に関しても、防災拠点へのアクセス性向上が見込まれるだとか、その他アクセス性の向上、こういった道路としての利用のしやすさといった点で、こちらが優位であるといったまとめ方になっております。そういった総合的に評価をした中で、西側ルートに決定をしたといった経緯がございます。

(委員) ありがとうございます。すみません。このルート案の比較検討のことが頭から抜けていて。ただ、御説明いただいたことは理解しますが、少なくとも先ほど申し上げた、植物と生態系において影響が同程度という結論は納得できないということだけは申し上げておきます。

(会長) ありがとうございます。

実際ルート上にいくつか植物群落等が入るので、影響があると思うのですが、そこについては若干のニュアンスが違っているのですね。自然環境への影響というので、案1は比較的小さい、案2と3は小さいになっているので微妙な違いがあるということ。

(委員) 動物の所の違いを言ってくさっているの、それが反映されているのだと思うのですが、細かいことで言うと、植物と生態系においては同程度だと書かれていることが、科学的には納得できませんということをおっしゃっているということです。

(会長) すみません。僕は会長になったばかりでよく分かっていないのですが、修正というのはもうされない、現状の意見を踏まえて実際の調査をやられるということで、この方法書自体はもう修正はされないのですね。

(都市計画決定権者等) 方法書はもう既に公告縦覧しておりまして、方法書に関しては、これから調査の項目と手法、評価の手法についてお示ししたものでありまして、委員の皆様から御質問いただいている中ではございますが、具体

的なルートが示されていない中で、なかなか意見もいづらいですとか、そういった御意見もいただいております。

道路を計画していく中で、今はかなり上流の段階にございまして、上流の段階から皆様に御意見を伺っているというような状況にございます。またこれからルートは決めてまいります、例えば今1kmの幅がございまして、その中でルートを決めていく中でも、群落を回避できたりとか、そういったことも対応としては可能かと考えております。

そういったことを留意しながらルートを決めてまいりますので、その中で決めたルートをまた準備書の段階でお示しします。その中では実際にそのルートに即した調査地点だったり、その調査した結果をお示ししまして、それについてまた御意見をいただくというような形になってまいります。その中でまた御意見を頂戴するという形になりますので、方法書に関しては修正をするといったことはございません。

また、この3ルートもかなり上流の中での比較ですので、非常に広い範囲の中でどこを通るべきなのかといった所を大きく比較したものでございました。今後はそのルートにもっと狭い範囲というか、実際の道路の幅ですとか、そういったところまで調査をさらに掘り下げてまいりますので、その中でまた御意見を伺うといった形でございます。

(委員) 承知いたしました。

(会長) そういうことですので、よろしく申し上げます。

他に御意見ございますか。よろしいでしょうか。

では、事業概要及び方法書に関する質疑応答はここまでといたします。

ここで10分間休憩をしたいと思います。再開は10時45分頃といたします。

〈休憩〉

(会長) それでは、45分になりましたので審議を再開いたします。

続きまして、方法書への意見に対する見解に移りたいと思います。お手元の資料6～8のとおり、事前に各委員、庁内連絡会議委員、一般住民の方から、方法書の内容についての御意見を文書で提出いただき、その御意見に対する事業者の見解等を用意いただいております。

それでは、事業者から、方法書への意見に対する見解について説明をお願いいたします。

(都市計画決定権者等) お手元の資料6に沿って御説明してまいります。分量が6、7、8と3つの資料がございまして、時間が限られている中ではございますが、委員の先生方からいただいた御意見は全て御説明をするとして、その後、庁内の意見ですとか、住民の意見は比較的少ないのですが、その辺は時間

の関係を見させていただきまして、抜粋で紹介させていただく形を取らせていただきたいと思います。会長、いかがでしょうか。

(会長) それでお願いします。

(都市計画決定権者等) ありがとうございます。

では、早速資料6から説明してまいります。まず1番を御覧いただきまして、御意見というのが、本件の特徴は、予定ルート帯が三ヶ日西部鳥獣保護区、湖西市大知波鳥獣保護区、湖西連峰鳥獣保護区、松見ヶ浦鳥獣保護区の4箇所を横断している。このため、道路の建設が鳥獣保護区の機能低下を招かないように配慮する必要がある。

特に、松見ヶ浦鳥獣保護区を除く鳥獣保護区の設置区分は「森林鳥獣生息地」となっていることから、道路が鳥獣類の移動に及ぼす影響は重要な種にとどまらず、保護区に生息するすべての鳥獣に及ぶ可能性があります。移動の阻害は行動圏を縮小させ、遺伝子交流を妨げ、種の存続可能性に影響をすることがあるので、十分留意をしていただきたいと思いますという御意見でした。

主に、鳥獣保護区ですので、動物、鳥獣類が生息する中に道路が入って行くと、移動の阻害が懸念されるという御意見かと思えます。

この見解としまして、動物の移動阻害については、道路環境影響評価の技術手法に基づいて適切に調査・予測・評価と実施してまいります。また、必要に応じて環境保全措置を検討してまいります。準備書では、表4-2-42に指定区分を追加いたします。

今回のこの回答欄に、比較的たくさん出て来る表現として、道路環境影響評価の技術手法に基づき適切に云々といった表現がたくさん出てまいります。基本的に私どもの調査、予測等の手法については、技術手法に基づいて行っておりますので、それに基づいて適切に行うという所に収束してしまうといった仕組みと申しますか、そういった状況でございますので、文字にしてしまうところといった回答になってございますが、道路の動物の移動阻害に対して十分調査をいたします。

2番目、配慮書時点では、案1～3の中で動物においては案2及び案3が、案1に比べて影響が少ないとされていますが、植物の生態系においては影響が同程度と結論づけられました。この結論には疑問が残ります。

案1には、梅田北湿地を含む湧水湿地群や嵩山の森林など、明らかに残り2ルートより生物多様性豊かな生態系・植生が生存します。ルート検討にはこのことを踏まえて慎重な判断を強く要望します。

先ほど御質問いただいた内容と重複するかと思えます。先ほど御回答した内容と同じことを書いてあるつもりなのですが、文字にいたしますと、配慮書及び方法書に記載したとおり、保全上の重要な箇所については、できる限り影響を回避したルートや構造等を検討いたします。平たく言うと、そのルートを検討する中で当然、動物・植物の生息地ですとか、先ほどの移動の阻害についても、配慮したルートを検討いたしますという意味でございます。

なお、回避が困難な場合、道路ですので、なかなか途切れてしまうということもできませんので、そういった場合に、必ずしも十分に影響が低減されないおそれのある場合は、環境保全措置というものを検討してまいります。環境保全措置というものは様々な手法がございますので、そういったものを検討してそれを提案していくという形になってまいります。

3番目、「特に静岡県・愛知県境に位置し、大部分が浜名湖県立自然公園に含まれる弓張山地はトンネル構造で通過するなどして、環境への影響について極力回避を図ります」と記載があります。トンネルの掘削による悪影響が懸念される際には、ルート変更も視野に入れてほしいと思います。

回答ですが、今後の環境影響評価の中で、検討された計画路線を対象にして調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて環境保全措置を検討し、環境影響の回避または低減を図ります。

回答で書いてあることは、この1Kmの幅の中でルートを検討してまいります。その中で影響が極力回避できるように、トンネル構造で通過するなどという具体事例を提示しながら示しているものでございます。これも先ほどから申し上げているような、環境に配慮したようなルーティングを検討するという意味でございます。

4番目、計画段階配慮事項に係る予測・評価の結果によると、道路の存在による動物への影響の程度が最も懸念されるルートに決定しました。住民意見の中でも自然環境（動植物・生態系）に関する意見が最も多かったことから、影響を低減ではなく、回避できるようにさらなる努力をお願いします。

回答ですが、今後の環境影響評価を進める中で、保全上重要な箇所については、できる限り影響を回避したルートや構造等を検討いたします。なお、回避が困難または必ずしも十分に影響が低減されないおそれのある場合は、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。

先ほどから申し上げている、同じような環境に配慮したルーティングをするわけですが、その中でもどうしても避けられない場合は、必要に応じて環境保全措置というものを検討し提案してまいります。

5番目、どのような方法を取り、どういった地点でいつ調査を行うのかが明らかになっていなければ、具体的な審査ができない。

回答です。各評価項目の調査方法、調査地点、調査時期については、方法書第8章に記載しています。

記載はしているのですが、まだ具体的なルートが決まらないと調査地点が決まらないものがございます。例えば道路騒音もそうなのですが、道路の近くで評価すべきであるといったところもございますので、当然ルートを決めてから、準備書の中で予測評価の結果も示してまいります。

6番目、予測地点・調査地点について説明を追加してください。予測地点・調査地点として想定している代表断面の位置を示してください。

「道路構造、交通条件が変化することに区間を区切り」とありますが、交通条件をどのように設定するかを示してください。騒音源である時間交通量の予測方法・測定方法を示してくださいという御意見でした。

回答ですが、今後詳細なルートや構造を検討した後に、道路環境影響評価の技術手法に基づき、予測地点・調査地点・予測方法等を定めていく予定であり、準備書に示してまいります。

この道路構造・交通条件が変化するごとに区間を区切りというのは、今回の道路は自動車専用道路を前提としておりますので、インターで交通が出入りする。つまり区間ごとに交通の条件が変わる。インター間ごとに条件がそれぞれであると解釈できると思いますので、そういった条件を踏まえて調査地点等を設定してまいります。

7番目、調査期間として「1年間を通じて平均的な」とありますが、平日と休日を分けて設定するかを示してください。

回答です。道路環境影響評価の技術手法に基づき、土曜日、日曜日、祝日を除く平日を想定しております。

8番目、視察会の時に申し上げましたが、傾斜農地において道路盛土が斜面を横切って造成される場合、冷気が滞留することになると栽培果樹等に冬季に問題を引き起こすことが懸念されます。冷気の停滞を極力防ぐ盛土の構造と通気処理に御配慮をお願いする場合が生じる可能性が考えられます。

回答です。環境影響評価の技術手法に基づいて、環境影響評価項目・手法を選定しています。なお、本件については、事業を進める中で、他の事例等を確認しながら必要に応じて配慮いたします。

こちらは農作物の影響、庁内意見の中でも出ているのですが、技術手法に基づいた項目はございませんので、農作物の影響といったところでは選定しておりません。ただ、こういった事例があるよということで御指摘いただきました。そのことについては、このアセスメントということとは別にはなるのですが、事業を進めて行く中で、他の事例、知見等を確認しながら、できるだけ影響のないような道路構造を選択してまいりたいと思います。

9番目、事業対象地には土砂災害警戒区域や土石流危険渓流などが含まれますが、図を提示して検討を終わりにするのではなく、計画を具体化する時には、災害のリスクについて十分留意してください。

回答です。土砂災害警戒区域や土石流危険渓流等における災害リスクについては、今後、事業を進める中で、関係機関と調整し適切に対応いたします。

これもアセスメントとは別の話になってまいります。事業を進める中で、事業者が決定した暁には、その事業者が関係機関と協議を行いながら、安全に配慮した構造を選択するという事になってまいります。

10番目、環境影響評価を行う項目に地下水の水位とあるが、近隣に湿地などがある場合には、水の流入量は湿地の水位なども調べる方がよいと思います。また、トンネルなどの工事では、その上部を通る河川の水位なども監視する必要があるということで、御意見をいただきました。

回答です。静岡県環境影響評価技術指針、浜松市環境影響評価技術指針では、地下水で湿地を対象としていないことから、湿地への水の流入量・水位などの調査は選定しておりません。しかしながら、道路の位置や道路構造が決定した段階では、梅田北湿地がございますので、それに影響が生じる可能性があ

る場合には、調査の必要性を検討してまいります。現時点ではまだ道路構造が未決定ですので、トンネルの有無というものが確定しておりません。トンネル工事での河川の水位の監視については、今後の調査、予測・評価の結果を踏まえて、必要に応じて検討してまいります。

11 番目、水質、流量、湧水の分布、地下水位の観測については、事業の影響を適切に評価できるよう、事業前、事業中、事業後において、十分な期間の観測を行ってください。また、これらの観測は、事業の影響が生じやすいと考えられる、事業対象地に近接した場所において実施してください。

回答です。水質、流量、湧水の分布、地下水位の観測については、調査、予測・評価の結果を踏まえて、実施の必要性について検討いたします。

また、ルートが決まってきて、その影響が明らかになってきた段階で、必要性を検討してまいります。

12 番目、図 4-1-21 は、配慮書に対する意見で「地質図を出してください」と要望して掲載された地質図ですので、図 4-1-21「表層地質図」を図 4-1-21「地質図」としてくださいという御指摘をいただきました。こちらは準備書で対応してまいります。

13 番目も御指摘をいただきまして、「日本ペトロロジー学会」は、正しくは「日本ペドロジー学会」です。Pedology ということですので、こちらでも誤記でございました。失礼いたしました。準備書で対応してまいります。

14 番目、重要湿地に及ぼす影響をどのように調査するか教えてください。

先ほどから、梅田北湿地が出てきておりますが、この梅田北湿地は、環境省の生物多様性の観点から重要度の高い湿地とされております。調査の地域には梅田北湿地を含んでおり、巻末の 8-21~23 の調査書に基づいて動植物を調査します。動植物とは何かというのは、動物・植物・生態系の、それぞれの調査でございます。8 章に一覧表が出ていまして、どういった調査を行う、どういった手法で行うといったところが示してございまして、そこに記載をしているということでございます。

15 番目、重要な湿地である梅田北湿地の水収支に影響のないように、ルート選定などをお願いします。地下水脈なども考慮する必要があると考えられます。

回答でございます。保全上重要な箇所については、できる限り影響を回避したルートや構造等を検討します。なお、回避が困難、または必ずしも十分に影響が低減されないおそれのある場合には、必要に応じて適切な環境保全措置を検討してまいります。

まだルートが決定してございませんが、ルートを決定する中では、できるだけ回避を選択する。回避がどうしてもできない場合、または十分な影響の低減がされない場合は、環境保全措置で補完していくということでございます。

16 番目、昆虫類の重要な種の確認記録及び詳細な位置を特定するにあたり、下記の文献を参照・引用してください。少なくともベニイトトンボやフタスジサナエなどの種の分布情報が掲載されていますと御意見いただきました。

御紹介いただいた書籍を確認して、必要に応じて準備書の中で対応してまいりたいと思います。

17番目、ハッチョウトンボの生息地の位置と植生図について、相関がないように見受けられました。ハッチョウトンボは低層湿地を好む種ですという御指摘をいただきました。

回答ですが、ハッチョウトンボの生息位置を確認できた資料は、「第2回自然環境保全基礎調査、動物分布調査報告書」というもので、これが環境省で昭和56年に出されたものです。植生図が作成されたのが、「第6回、7回の自然環境保全基礎調査植生調査」というもので、その調査年次が2000年、2010年。先の環境省で出された資料については、2000年、2010年よりも古いものですから、近年は生息位置の植生が変化したのではないかと考えられます。なお、現地調査においては現行の植生ですとか、ハッチョウトンボ等の重要な種の生息状況を確認してまいりますので、その辺りは現在の最新の調査をいたしまして、それに対する予測評価をしてまいります。

18番目、図4-2-23に、特定猟具使用禁止区域の指定箇所も記載してくださいという御指摘をいただきましたので、こちらは準備書にて対応してまいります。

19番目、両性・爬虫類の項目にイドミミズハゼの記載があるが、魚類・底生動物の項目の間違えではないかということで御指摘をいただきました。こちらでも準備書で対応をしてまいります。

20番目、「弓張山地では、重要種の地中性昆虫類の確認記録がある」とありますが、具体的な種を教えてください。

回答です。静岡県レッドデータブックに記載されている種はございませんが、愛知県レッドデータブックには以下の種が掲載されており、県境の弓張山地付近で分布が確認されています。ハベメクラチビゴミムシ、ジャアナヒラタゴミムシ、ホラズミヒラタゴミムシでございます。

21番目、専門家の助言も移動に関する問題に触れていない点で適切ではありません。こちらは動物の移動に関する御意見かと思えます。先ほども出てまいりましたが、この後23番、24番も動物の移動に関することですので、あわせて御回答を紹介したいと思います。

23番目、季節による生息地の移動を考慮する必要があります。特に冬眠・越冬をするため移動する種について、冬眠・越冬場所を調査してください。

さらに24番ですが、こちらは事務局様の資料の取りまとめ上、章別番号というのが消えてしまっておるので、どこというものが申し上げづらいのですが、章別No.1を懸念する静岡県知事と湖西市長の意見に対して、配慮書に対する知事意見、市長意見のことを指しています。その意見に対して、事業者は「動物の移動について考慮します」「具体的な調査の手法を検討し、方法書第8章に記載しました」と回答しています。第8章の調査方法には関連する記述がなく適切ではない。回答に沿って調査の手法、予測の手法、評価の手法を記述してくださいということでした。

動物の移動に関しては、道路環境影響評価の技術手法に基づいて行っております。その中で、調査の手法についてというところ、24 番の回答の中で、調査については、調査手法に示した「目撃法、フィールドサイン法、無人撮影法」等により、移動の阻害が懸念される哺乳類の分布を把握します。

また、予測については、「予測の基本的な手法」に示したとおり、「道路構造と重要な種の生息地及び注目すべき生息地の分布範囲から、重要な種等の移動経路が分断される区間ならびにその程度を把握」することにより実施いたします。

基本的には、目撃法であったり、フィールドサイン（糞等の痕跡）と無人撮影法を行って、動物の生息ですとか移動について把握をしております。

（会長） すみません。説明時間が 20 分となっているようで主だった所を、読んでわかる部分は割愛していただいて。お願いします。

（都市計画決定権者等） 承知いたしました。

委員の皆様からいただいた意見の中から、私が選別するのは何とも恐縮なのですが。また不足がございましたら、御指摘いただければと思います。

それでは、先ほどの 22 番で、動物相調査の中で、魚類の調査時期が春・夏・秋となっていますが、用水路などの水位を落とす冬季に、底生性の魚類、貝類などの調査を行った方が良いと。特にスジシマドジョウですとかホトケドジョウ、そういったところは冬季の方が採集しやすいということで御助言をいただきまして、当方としては技術手法に基づいて、適切に調査をしておりますのですが、そういった特性を踏まえて調査をしております。

恐縮ですが 25 番目、工事予定箇所には、ニホンジカとイノシシが生息しており、法面の緑化工に被害を及ぼし、工事終了後も道路敷内に侵入する可能性があり、2 種も調査の対象にした方がいいのではないかとということで、ニホンジカとイノシシについては、動物の項目ではなく生態系の注目種として、移動経路の分断の観点から調査・予測をしております。

準備書で対応したりとか、そういったところは飛ばさせていただきます。

27 番目、地域の注目種としてゲンジボタルが記載されている。観察される場所は特定されていないようですが、清流が多いので多くの場所でホタルが観察されます。特に、北限群生地のとキワマンサクの群生地周辺に多いのではないのでしょうか。

昆虫類のホタルについては夜間調査を行う予定でありますので、またルートが決まりましたら、そちらを調査してまいりたいと思います。

29 番目、鳥類（猛禽類）調査において、サシバ等のタカの渡りルート上にあることを現地調査で確認し、評価書までに記載してください。

道路環境影響評価の技術手法とサシバ保護の進め方、縣市技術指針において、サシバの渡りを調査対象とする記載はなく、サシバの渡りそのものについては、対象とした調査は予定しておりません。ただ、サシバ自体は注目種ですので調査の対象でございます。

30番、事業予定地で浜名湖に近接しているエリアがありますが、静岡県内でガンカモ類の飛来数が最も多い浜名湖への工事の影響について、十分に調査してください。また、浜名湖に流れ込む今川の河口では、シギやチドリの重要種やコアジサシの飛来にも注意してください。

調査地域内の浜名湖や今川河口については、専門家等の助言をいただきながら、技術手法に基づいて適切に調査をしてまいりたいと思っております。

32番、事業予定地にはオオタカ、サンコウチョウが営巣する森がある可能性が高いと聞いています。地元自然保護団体や有識者等への情報収集も進め、営巣地を回避できるよう設計してください。

これもルーティングの話ですが、保全上の重要な箇所については、できる限り回避をしてまいります。

33番、「植物の重要な種」として、「詳細な位置を特定できる文献情報は得られませんでした」とありますが、天然記念物のトキワマンサクの分布地が特定できています。種の分布として加えておいた方が良いのではないかとということで、天然記念物については、重要な植物群落等の項目において整理・把握しておりまして、トキワマンサクの北限群生地等の天然記念物の位置は4章に記載してございます。

それでは、方法書に記載してあるといったところと、準備書で対応するといったところは割愛させていただきます。

37番にまいります。自然環境の類型化、生態系エリアの区分について、この整理で良いか検討が必要と考えます。特に草地（陸水域）には浜名湖周辺湧水湿地群が含まれますが、この湿原植生は単に草地としてではなく、湿原植生として認識、評価する必要があると考えます。

この御意見については、次の38、39、40にも関わってくると思いますが、生態系エリアの区分の中で、エリアの部分のページには、浜名湖周辺湧水湿地群というのが登場していないので、どこに入っているのかが明確ではなかったということなのですが、この中でいきますと、樹林地に分類されております。この湧水池群が位置する箇所が（4-1-117）

ずばり、湿地の位置が書かれておるのが（4-1-92）を御覧いただきますと、どちらも新城市との境と豊橋市との境に湿地がありまして、どちらも緑で示しているのが浜名湖周辺湧水湿地群でございます。

これを念頭に置いていただき、先ほどの（4-1-117）のページを見ていただくと見比べていただきますと、樹林地にあたる箇所に湧水池群があるということで、この中では樹林地という分類、そこが大きな意味で樹林地ということですので、そちらに分類はしております。

回答に戻っていただきまして、私が説明したようなことがこの文章の中に書かれているのですが、この次のページには「山地—樹林主体」の大きなくくりで生態系のうち、特殊性として想定しました。この湧水池群は特殊性として取り扱う。生態系の特殊性の中で湿地特有の注目種・種群を選定して、適切に調査・予測評価を行ってまいります。その湧水湿地群に関しては、特殊性ということで取り扱ってまいりたいと思っております。

次の38番の、ヌマガヤ、ミカワバイケイソウやミドリシジミというのが、同じような生体区分に入ってくるわけですが、こちらは湿原植生の注目種・群集として扱うべきかと考えますという御指摘をいただきまして、そのとおり取り扱うという形で回答をしております。

また、「等」とは何ですかという御質問もいただきまして、「等」というのは、38番の回答の中の「また」からですけれども、『ミカワバイケイソウ等』の記載は、出典である生物多様性の観点から、重要度の高い湿地（環境省HP）の、浜名湖周辺湧水湿地群の選定理由に関する記載から引用しております。シラタマホシクサ、トウカイコモウセンゴケ等の東海丘陵要素植物を想定しております。要はシラタマホシクサ、トウカイコモウセンゴケといったところを指しているという回答でございます。

43～45まで景観の御意見です。まとめて回答させていただきます。

43番、「県西端、浜名湖の湖岸景観と愛知県境湖西連峰の森林景観を中心に、野外レクリエーションを主体とする公園です。浜名湖は、太平洋側で最大の汽水湖で出入りの多い湖岸線を持ち、周辺の樹林、田園景観を背景に美しい景観を呈し、浜名湖の西方には湖西連峰が連なり、優れた森林景観を呈しています」というコンセプトに影響のないように、景観維持に御配慮をお願いします。

さらに44番、当該事業エリアは、歴史的風致による文化的景観が色濃く残る地域です。その歴史的風致において、浜松市、湖西市、三ヶ日町の貴重な景観資源として位置づけられている点から、各自治体はじめ、関係各位へのヒアリング等を実施し、調査を進めてくださいという御意見をいただきました。

45番、「人と自然との触れ合いの活動の場」として、湖西連峰ハイキングコースは、年間数万人が訪れるハイキング・トレッキングとして名所です。さらに遠州灘、浜名湖、天竜川、三方原台地といった海、山、川、里、湖を有する美しい眺望とともに、史跡等が集積する文化的風土を有するエリアです。1年間を通じ利用が見込まれますが、利用が多い時期を選び調査をしてほしいということで御意見をいただいております。

コンセプトに影響がないようにといったところと、歴史的風致による文化的景観が色濃く残る地域であるといったところ、それから、訪れる人の利用が多い時期を選んで調査するべきだといったところで御意見をいただいております。

景観については、技術手法に基づいて調査・予測評価を行ってまいります。その中でも、44番の回答の中を御覧いただきますと、文献調査では歴史的風致による文化的景観として自治体から紹介のあった「浜松市歴史的風致維持向上計画」や「静岡県内の文化的景観総合調査報告書」等の内容を踏まえ、眺望点及び景観資源を把握してまいります。

人と自然との触れ合いの活動の場においても、その特性等を踏まえて調査を行いたいと思います。

47番、事業実施区域やその周辺には、埋蔵文化財が多く存在することから、今後も新たに発見される可能性が高いと思われます。埋蔵文化財保護法を順守

することはもちろんのこと、埋蔵文化財の保護、保全維持のためには、工期の延長やルート変更も視野に入れてください。

埋蔵文化財が新たに発見されるには、時間もかかるといったことの趣旨かなと解釈しておりますが、新たな埋蔵文化財が確認された場合はもちろんですが、文化財保護法に基づいて適切に対応を取ってまいります。ただ、発見されるかもしれないということを念頭にルートの決定を待つだとか、工期の延長を行うといったところまでは対応が難しいと思われまます。あらゆる情報に集中して、新たな埋蔵文化財に対応できるようにつくってまいります。

さらに進めまして、その他の御意見の中で53番と54番です。現地視察時の説明では、幅1km範囲内で道路がつくられる。広範囲だと具体的な環境影響評価を行いにくいので、方法書の審査会においては参考資料として、最新の検討結果を踏まえた情報を出していただくようお願いします。

さらに54番でも、配慮書には3ルートございました。審査会ではあまりにも広い範囲で取り扱うこととなり、議論が混乱した経緯があるということで御指摘をいただいております。

冒頭の御質問でも御回答いたしましたでしたが、かなりこの事業の上流の段階で御意見を伺っておる中で、委員の皆様にはなかなか特定できない中で、意見を出しづらい、審査しづらい環境で取り組んでいただいております、大変感謝申し上げます。その中ではございますが、上流の段階でも既に御意見をいただくというような趣旨で、現在も御意見をいただいております。

この後また準備書の段階で具体的なルートをお示しして、さらにまた御意見を伺うことになってまいりますので、現段階では、私どもでルートの検討は進めている中ではございますが、オーソライズされたルートでないものをお出しして不要の議論をするというのも、なかなか建設的でないところもございますので、準備書の中でまた御議論いただければと思います。

資料6についての説明は、以上とさせていただきます。

(会長) 7と8については、簡単に御説明いただければ。

(都市計画決定権者等) では、資料7を御覧ください。こちらは庁内意見を既にいただいている中で、特徴的な御意見を御紹介いたします。3番と4番がございます。3番と4番は農地計画課様から御意見をいただいております、当地域は、「三ヶ日みかん」ブランドを冠した高品質なみかんを生産する一大産地であり、一般住民からもみかんの生産への影響を懸念する意見が提出されています。

途中飛ばさせていただきます。浮遊粒子状物質及び粉塵等が発生して、農作物に付着して生育不良を起こす、品質を落とすなどの影響を与えるおそれがあります。ついては、大気質の調査地域を「住民等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域」に限定することなく、上記要因を施工箇所近傍におけるみかん園付近においても実施をお願いしますという御意見をいただいております。

その回答として、国土交通省令及び道路環境影響評価の技術手法を踏まえて調査をしているのですが、その中の農業に及ぼす影響については、省令ですとか技術手法、並びに静岡県環境影響評価指針にも一般的道路事業の対象項目となっていないことから、項目としては選定していないということを申し上げました。

それについてさらに御意見をいただいたのが4番目でございます。周辺地権者、県市の農業関連部局に対し、十分な事業説明・調整を行ってくださいということで、御意見をいただいております。

環境アセスとはまた別の話になってまいります、今後事業を進める中で、周辺地権者ですとか関係機関、農地に関する様々な計画がございますが、そちらの整合性というのも図ってまいる必要がございますので、関係機関に対して十分な事前説明・調整を実施してまいります。

その他、準備書で対応をするといったところの記載、「記述のとおり」といったところが続きますので割愛させていただきます。

資料8、こちらは7月と8月に住民説明会を実施しまして、その後、住民意見を受け付けておりますので、そのいただいた住民意見に対しての回答でございます。いただいた御意見としては1～3までが環境保全の見知に関するような御意見をいただいております。4番目はその他とあって、事業そのものに関する御意見をいただいております。

住民意見の見解に関しては、環境影響評価法の第14条の第1項第4号に、準備書で見解を示すということになっておりますので、準備書にてこの回答は示したいと思っております。

説明は以上です。

(会長) はい。ありがとうございました。

ただいまの事業者の説明を含め、御意見等があればお願いいたします。

(委員) 8ページの53ですけれども、これは先日の現地視察の時に、幅1kmというのは、生物の影響というのはなかなか評価しづらいということで、実際、高架で通るのか地盤を削るのかによっても印象も違うということで、なかなか難しいなど。

この道路の問題は、この本件だけでなくこれまでも同じような状況でして、準備書で計画が出されているということになっていきます。その時にいろいろ話し合っ、て、予算要求、詳細設計とこのアセスとが絡み合っている、なかなか枠を変えるのは難しいということなの、ですけれども、準備書の段階で、3回しか審議がなくて、最後の1回は答申ですので、2回で十分な議論ができるように、準備書はできるだけ完璧なものをつくってほしいなということを要望いたします。

それから次の9ページの54番ですけれども、こちらの方が、私は実は非常に不満でして。先ほども3ルートのお話しでコメントがありましたけれども、この配慮書の審議が行われたのは令和4年2月18日なの、ですけれども、実は

その前年の令和3年11月22日には、静岡県知事と愛知県知事の回答書の中で、「原案で異存はありません」というような回答があるんですね。ですから、この審議の段階で、そのことはお伝えいただくのは最低限ですし、何なら原案だけ出していただくという方が、ずっとすっきりしていたと思います。

ですが、そのことをこの見解を見ると、そのような認識がないので、今ここでもう一度言わせていただきます。

(会長) いかがでしょうか。

(都市計画決定権者等) はい。御指摘いただいた点、ごもっともかと思いません。御審議なさる委員の皆様からすれば、3ルートを示されておきながら、一方でその中の1つは優位性があったということが事実上あったということであれば、そういったことも含めながら御審議いただくというのが筋であろうということのごもっともかと思いません。

ですので、今後どちらの手法がよろしいのかというのはありますが、その3ルートを示した中で御議論いただくのか、決まった後でという手続の手法もございまして、この場でどっちだというのは申し上げにくいのですが、その辺りは必要な情報としてお出しするのが必要だと認識いたしました。

(委員) 先ほどの説明、回答にもありましたけれども、そのルートの設定、最初の原案作成の段階では、環境の問題で決めているわけではなくて、いろいろな総合的な判断をしているはずなのですね。実際、静岡県知事、愛知県知事、浜松市長の回答も全く同じで、「原案のとおりで異存ありません」ということなので、これはかなり重いことなのです。それを最低限伝えていただかないと困るし、何なら3ルート出すことに何の意味があるのだろうかというふうに私としては感じます。

(会長) 今3ルートの中の1番目のルートになっているわけですね。結局その3ルートから1ルートに行き着く過程がよくわからないということですか。

(委員) よくわからなかったのは、審査会の会議の中でわからなかったんですけども、実はもうそれは、原案でオーソライズされていますよということが後でわかったので、そうであればその会議でちゃんと出してねということですよ。

(会長) 先にですね。

(委員) そういう話です。そうでないと余計な混乱を。ここの審議でルート変えますよというならわかりますが、そういうことはもうあり得ないわけなので、無用な混乱です。

(会長) 今後気を付けていただくということで。今の時点ではもうそういうことで決まっているわけですから。

(委員) そうです。だからそのことは今からどうしろという話ではないですけども、今後のこともあるので、わかっていることは全部知らせてくださいねということです。

(会長) 特に今後細かいルートも決めていかれることと思いますので、その辺の情報をその都度出していただくという感じでよろしいですか。

(都市計画決定権者等) はい。

(会長) お願いします。他に御意見ございますか。どうぞ。

(委員) 29番と31番について質問します。御回答いただいたのですが、29番の、これはサシバだけでなく、サシバ等のタカの渡りのルートにあるのではないかということです。確かに風力発電事業等と違って、渡りのルート上にあることが大きな障壁になることが、道路工事の場合はないのかもしれないですけども、まだどういう工事をされるのか、例えば巨大なクレーンを使われるとか、高い橋脚ができるとか、何か移動障壁になることが起きるのかもしれないし、移動中のねぐらになる森林がなくなってしまうのかもしれない。タカの渡りとして、1か月間張りつけて調査をしてくださいということではなくて、先ほど御回答にもありましたが、サシバは調査対象ですということで、猛禽類の調査とか、一般鳥類調査の秋の調査などの中で、気をつけて確認していただいて、もし明らかにルート上にあるということがわかりましたら、評価書に記載していただきたいと思います。これは重要な地域特性だと思いますので、大事なことではないかと。記録として残してください。

それから31番の、早朝などのミゾゴイとか■■■■の声などの調査で、録音機材の使用は予定していないということなのですが、今は正しいデータを得るためには、最も効率の良い調査方法だと考えられていると思いますので、早春季の調査の中で録音機材を使っていただいて、調査員の方も早朝からは調査されないと思いますので、早朝・夜間の声の調査などに利用していただければいいのではないかと思います。

道路環境影響評価の技術手法を、県にお願いして用意していただいて、県の方ありがとうございました。これを見ても録音機材のことについては書かれていないですけど、この冊子そのものが平成24年ぐらいで、ちょっと前のものになると思います。そんな細かいことは書けないのかもしれないですけど、今調査で普通に使われているものだと思います。何か特別な事ではないと思うので、ぜひ録音機材は使っていただきたいとお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(会長) はい。いかがでしょうか。

(都市計画決定権者等) はい。御回答いたします。御指摘いただきました2点のうちの最初ですね。サシバだけでなく、サシバ等のタカの渡りのルート上であれば、例えば移動の障壁になるような構造物ができる可能性もあるのではないかと。重要なことであるので、もしあれば評価書に記載するよという御意見いただきまして、サシバ等含めて、他の重要種についても調査は実施してまいります。例えば調査の過程の中で、渡りの行動とかを確認することもあるかと思えます。その部分についてはすべて調査結果として、調査の中で内容を取りまとめますので、それも踏まえて準備書の作成に取りかかってまいります。

その中で、タカの渡りルートまで書くかどうかというところは御勘弁いただきたいと思いますが、この調査で得られた結果というのは、すべて反映させるつもりでございます。

また、31番の録音機材を使った方が効率的な調査ができるし、いいのではないかとということで御指摘をいただきました。

現段階では、録音機材の使用というのは考えておりません。古い考えではないかということをお指摘いただくかもしれませんが、技術手法の中に記述もないということで、今のところ想定はしておりません。

ただ、昨今の働き方改革の問題もあって、調査員の人員確保といったところもあろうかと思えますので、効率的な手法をとれる可能性があるようでしたら、取り入れていきたいとは思っています。ただ、確立されていない手法を、こちらが勝手にいいと思って使うわけにはいきませんので、その辺は有識者の先生方からも御意見をいただきながら、採用をしていきたいと思っております。

(会長) はい。よろしいでしょうか。

(委員) はい。

(会長) 関連してですが、41番で環境DNA調査の実施は予定していません。これも環境影響評価の技術手法に基づきということによくわかるのですが、こういったのも非常に効率よく情報として得られるものですから、その辺も専門家の御意見をいただきながら、取り入れるものはぜひ取り入れていただくということで、御検討いただければと思います。

(都市計画決定権者等) 御指摘ありがとうございます。

(委員) 今の話とも関連するのですが、調査手法の内容の細かいところは、ここで確定しなければいけないわけではなくて、今後進めて行く中で、フレキシブルに取り組んでいただきたいので、「それはやりません」と今おっしゃるの

ではなくて、検討していただきたいと思います。この場ですべてを決めなければいけないということではないと認識していますので。

私が申し上げたいのは、生態系の調査の中で、ここに出ていますので39、40、42ですが、生態系の調査の注目種が適切ではないという気がとても強くしています。特に昆虫ですが。そこについてもこれで確定ではなく、しっかりと見直しの時間を取っていただきたいと考えますので御検討ください。

(会長) いかがでしょうか。

(都市計画決定権者等) 御指摘を踏まえまして検討してまいります。

(会長) よろしく申し上げます。他に。

(委員) 動物の移動に関して、かなりいろいろな疑問とか指摘とかがされていると思います。24番の回答として、このような方法で分布を把握しますと書いてあるのですが、哺乳類のことしか書いていなくて、動物の移動が懸念されているのは哺乳類だけではなく、鳥類や他の脊椎動物、非脊椎動物なども、すべてではないですが、いろいろな状況によって移動する種が多いので、そういった調査をしっかり行っていただきたいと思います。

それから、爬虫類や両生類は、冬は冬眠をするので生息する場所を変えます。冬に調査をしても見つけられないので、冬に調査を行わないというのはやむを得ないのですが、種によってどういう所で冬眠をするとか、文献や有識者の助言によってわかると思いますので、そういったところを考えて、哺乳類以外の動物の移動というところも、しっかり調査をお願いします。

(都市計画決定権者等) 御指摘ありがとうございます。御指摘の中で、文献ですとか有識者の御助言というところもいただきましたので、その点についても検討してまいります。

(会長) 今まで出ている御意見は、調査方法とか時期とかルートといった具体的な調査方法等のことですので、その辺はまたフレキシブルに考えていただいて、調査していただければと思います。

それ以外のことで、何か御意見等ございますか。

(委員) 3つ意見をさせていただきます。まず全体の説明をしていただき、ありがとうございました。その中で気になったのですが、委員の方から「必要があります、実施してください」とたくさんの意見があった事に対して、いくつかは「今後の準備書で対応します」ということが明言されているのですが、そうではなくて、「その必要性を決定します」という回答がいくつかあったかと思います。

仮に今後、事業者で様々な検討をしていただいて、実施する必要がないと判断された場合、その理由が不十分であれば、次回の準備書の段階の審査会でも、たくさんの委員の先生から、改めて影響評価を実施してくださいという意見が出るかと思えます。それについてどのような対応になるのかということ。あと可能であれば現在議論している点を含めて、準備書の作成を丁寧にしていただければと思います。

2つ目、水質に関しても他の委員の先生からも質問があったのですが、河川、水質、流量等、地下水等水環境について、調査は月に1回1年以上実施と書かれています。これはまず晴天時を対象とした調査なのでしょうか。

また、水環境だけでなく、水道とか農業その他、水使用事業の影響について、考慮する必要はないでしょうか。工事途中で土地の地形変形に伴い、水循環が変わる可能性がありますので、事業地周辺でどのような水循環であるのか、丁寧な事前の調査をお願いしたいと思います。

また、降雨に伴い何らかの濁水が発生する可能性があるかと思えますので、降雨に関しても調査を実施していただければと思います。

3つ目になりますが、この道路は静岡県内だけでなく、愛知県もということ、この地域を横断する計画になっていますけれど、愛知県とその他関連との連携とは、どのようなことが検討されているのか、全体として調整が必要になるかと思えますので、その点も対応していただければと思います。

以上になります。

(会長) 3つの質問があったと思います。よろしく申し上げます。

(都市計画決定権者等) はい。1点目でございます。いろいろ御指摘いただいている中で、この後、準備書を作成した中で、もう1回やり直したという話になった場合どうするのか。そのようなことがないように丁寧に準備書を作成するという事しか、今の段階で申し上げられないのですが。ただ、丁寧には何だということですが、私どもでも技術的な有識者の委員会を有しております。この地域に精通されている方でしたり、その種に精通されている方に御意見を伺ったりしながら調査を進め、準備書の作成を進めてまいります。

です。そういったことがないように、専門家の御意見を伺いながら調査を実施していくということに、今は尽きるのかなと思います。

3点目の話に関連するのですが、先ほど申し上げた、愛知県と静岡県の連携をどう考えているかということですが、われわれの技術検討委員会は、愛知県と静岡県の両県をまたがったの委員会になっておりまして、愛知県と静岡県の中で別々に調査を検討しているという話ではなく、両県合同でやっております。有識者の皆様も両県見ていただいておりますので、そういった点で連携をとっております。

申し訳ございません。2点目の質問をもう一度お願いできますか。

(委員) 水環境についての調査が、月に1回1年以上ということなのですが、これは晴天時を対象としている調査なのかということです。

あと水を利用するのは河川というだけでなく、水道事業とか農業とか、人為的にも使われていますので、そのような所への影響があるのかなのかという配慮が必要ではないのかということと、もう1つは、土地の改変に伴って水循環が変わる可能性があるので、その水循環の事前の調査をお願いします。降雨に関しても調査をお願いしますということです。

(都市計画決定権者等) ありがとうございます。水利用に関しては、影響があればそういったことも配慮する必要は出てこようかと思います。このルートを決定する中で、その点は検討してまいりたいと思います。また、それに関して、関係機関にも個別に調整を図ってまいりたいと思います。

また、調査は晴天時を想定しております。降雨時は想定しておりませんが、降雨時は他の影響を非常に受けやすいと思いますので、どちらかというとな晴天の方が適切ではないかと今考えております。

今後、御指摘の点は、例えば道路ができて山を削った場合、そこに雨が降ったら、それだけ影響が出るはずではないかという御指摘の趣旨かと思います。そういったところは法面对策等を実施いたしますので、基本的には対応は可能であると思っております。

それよりも工事中の影響として、濁水といった影響が出ようかと思います。工事中すべてコンクリートで覆うというわけにはまいりませんので、そちらについて項目を選定して、そちらを評価するという形で考えております。

(会長) いかがでしょうか。

(委員) ありがとうございます。適切に実施していただければと思います。以上です。

(会長) はい。ありがとうございました。

他に御質問等、ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、方法書への意見に対する見解はここまでといたします。事業者の皆様、お疲れさまでした。

(委員) すみません。細かな点がいくつかあるので、ここでお話するようなことではないですが、お伝えしたいのでメールで意見を送らせていただいてもよろしいですか。文言の話とか細かいことです。

(会長) それは事務局を通しての方がよろしいですね。はい。事務局に送っていただいとということをお願いします。

それでは、どうもありがとうございました。本日の審議事項は以上となります。

それでは、事務局へ進行をお戻しいたします。よろしくお願ひします。

3 閉会

(事務局) 御審議ありがとうございました。今回いただきました御意見につきましては、事務局で取りまとめ、事業者と調整の上、次回審査会で御報告させていただきます。

事務局から連絡事項が1点ございます。今後の審査会は引き続き（仮称）浜松湖西豊橋道路（静岡県区間）環境影響評価方法書の審議を予定しております。第2回審査会は11月28日に開催いたします。改めて御案内させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、令和6年度第1回静岡県環境影響審査会を閉会します。